

十情審答申第4号  
令和7年7月14日

十日町市長 関口芳史 様

十日町市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小林 彰

十日町市情報公開条例第14条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月2日付け十農林第248号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

十日町市長（以下「実施機関」という。）が令和7年2月20日付け十農林第1495号より行った「不保有」の決定は妥当である。

#### 第2 審査請求の経緯

##### 1 公文書の公開請求

令和7年2月7日、審査請求人は十日町市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、令和6年12月10日付け十日町市公告第45号で公告した十日町市農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に対する異議の申出についてに記載の異議申出人の押印及び年齢を記載する根拠となる規則等の公開を求める公文書公開請求をした。

##### 2 実施機関の決定

令和7年2月20日、実施機関は本件請求文書を保有していないとして、審査請求人に文書で通知した（本件処分）。

##### 3 審査請求

令和7年3月11日、審査請求人は本件処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

##### 4 諮問

令和7年5月2日、実施機関は条例第14条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書において、主張する内

容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件請求文書は、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「政令」という。）第8条の2で準用する行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）に反し、実際に押印と年齢の記載を求めた行政文書の根拠であり、行政不服審査法施行令は令和3年2月15日に改正され同日、施行されていることから時期が合わず不合理である。
- 2 実施機関は、「十日町市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示（令和4年十日町市告示第23号）」、「十日町市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和4年十日町市規則第4号）」、「十日町市訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令（令和4年十日町市訓令第3号）」を令和4年4月1日から施行し、実施機関が別に定めるものについては、押印の義務付けを廃止するものとしている。
- 3 公文書非公開決定通知書の備考欄に不保有の理由として、「当市は「農業振興地域の整備に関する法律」、「農業振興地域の整備に関する法律施行令」及び「農業振興地域制度に関するガイドライン」に基づき「異議の申出に当たっての注意事項を決定しており、独自で規則等を定めておりません。ただし、上記法令及びガイドラインでは改正により既に「年齢」、「押印」は削除されていますので、次回の農業振興地域整備計画変更案の縦覧の際に「異議の申出に当たっての注意事項」について修正対応します。」と記載しているが、政令第8条の2において「異議の申出又は審査の申立てには、行政不服審査法施行令中再調査の請求又は審査請求に関する規定を準用する。」と規定しており、この備考欄の記載は、不保有の理由には当たらない。
- 4 十日町市情報公開条例では、「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真（これらを作成したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、時期的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。と規定している。

審査請求人は「規則等」を請求しているにもかかわらず、担当者が利用している事務処理マニュアルや、引継書すら不保有とは考えられない。

過去に行った行政行為について、実施機関が独自規則を保有していなくても、担当者はなにかしらの公文書を所有しているはずである。
- 5 行政がすでに行った行為について、根拠を不保有とは考えられないことから、実施機関の独自規則にとらわれず、非公開決定処分を取り消し、該当する公文書を公開するよう求める。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 実施機関は、「農業振興地域の整備に関する法律」、「農業振興地域の整備に関する法律施行令」及び「農業振興地域制度に関するガイドライン」に基づき「異議の申出に当たっての注意事項」を決定しており、独自で規則等を定めていないことから、令和7年2月

20日、審査請求人に対して、請求のあった文書は「不保有」であることを「公文書非公開決定通知書」で通知した。その際、根拠としている上記法令及びガイドラインでは改正により既に「年齢」、「押印」は削除されていることから、ただし書きとして、今後の対応について加えた。

- 2 審査請求人が公開請求しているのは、十日町市公告第45号における異議の申出についての書面の中で、実施機関が「注意事項」として押印及び年齢の記載を求めている根拠規則等についての公開請求であるため、実施機関は、独自規則を保有していないことから「非公開（不保有）」とした。

また、公文書非公開決定通知書中の備考欄に記載した、ただし書き以降の文言は、実施機関がすでに行政不服審査法施行令が改正されたことを認めた上で形式の修正をするとし、今後の対応について記載したものである。

## 第5 審査会の判断

- 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件請求文書について、文書不保有を理由に本件処分を行ったところ、審査請求人から本件請求文書はあるはずとしてなされたものである。以下、実施機関の主張の妥当性について検討する。

- 2 本件請求文書の不保有について

実施機関は、本件請求文書は、「農業振興地域の整備に関する法律」、「農業振興地域の整備に関する法律施行令」及び「農業振興地域制度に関するガイドライン」に基づいているため不保有であるとの主張に不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

- 4 その他

審査請求人は、実施機関の政令第8条の2で準用する行政不服審査法施行令に違反している旨指摘しているが、当審査会の審査に属する事項ではないため、検討しない。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和7年5月2日	実施機関の諮問書、実施機関の弁明書及び審査請求人の弁明に対する意見書（反論書）を收受
令和7年5月14日	審査会開催

審査会出席委員

会長 小林彰 副会長 葉葺利男 委員 庭野政義 委員 樋口京子 委員 福原貴美子